（案）

第5次隠岐の島町男女共同参画計画

計画期間：令和９年度 ～ 令和 13 年度

はじめに

本町では、これまで男女共同参画社会の実現に向け、性別にかかわらず、一人ひとりが互いを尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できるまちづくりに取り組んでまいりました。

私たちの暮らしは、家庭、地域、学校、職場など、さまざまな場面で多くの人との関わりによって成り立っています。一方で、今もなお、性別による役割分担意識や無意識の思い込みが、進学や就職、働き方、家庭や地域での役割など、一人ひとりの選択に影響を与えることがあります。

人口減少や少子高齢化が進む本町においては、誰もが自らの意思で生き方を選び、地域の担い手として力を発揮できる環境づくりが、これまで以上に求められています。また、災害時においても、多様な立場の方々が意思決定に参画し、それぞれの視点を反映していくことが重要です。

このたび策定した「第５次隠岐の島町男女共同参画計画」では、こうした社会情勢の変化や地域課題を踏まえ、男女共同参画の取組を一層進めてまいります。誰もが自分らしく暮らし、それぞれの力を地域の中で発揮できる、「住んでよかった」と実感できるまちの実現に向け、町民の皆様、地域、事業者、関係団体の皆様とともに取り組んでまいります。

また、計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました隠岐の島町男女共同参画計画検討会議委員の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後の取組へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和９年３月

隠岐の島町長　池田高世偉

「男女共同参画」ってなに?

男女共同参画とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で家庭、職場、地域などさまざまな場面に関わり、ともに責任を担うことです。ここでいう「参画」とは、単に活動に参加するだけでなく、物事を決める過程や計画づくりの段階から関わることを意味します。

また、男女の役割をすべて同じにすることではありません。性別によって生き方や役割を決めつけることなく、それぞれの個性や能力、希望に応じて選択できる社会を目指す考え方です。

男女共同参画のまちが実現すると…

職場に活気!

働き方の多様化が進み、男女が共に働きやすい職場環境が確保され、個人の能力が最大限発揮できる！

家庭の充実!

仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭参画も進み、男女がともに子育てや教育に参加できる！

地域力向上!

地域の活動が活性化し、誰もが協力しあって地域課題の解決に取り組み、快適に暮らせるまちができる！







目次

第１章　計画の考え方

1-1　計画の位置づけ …… 1
1-2　策定趣旨 …… 1
1-3　計画の期間 …… 2
1-4　計画策定にあたっての横断的な視点 …… 2
1-5　計画の推進体制と進捗管理 …… 2
1-6　基本理念 …… 3
1-7　基本目標 …… 3
1-8　施策体系図 …… 4

第２章　施策の内容

2-1　基本目標Ⅰ　家庭生活と社会生活の両立 …… 5
（1）　子育て支援環境の整備
（2）　誰もが子育てできる社会環境づくり
（3）　子育て・介護と就労の両立支援と環境整備
2-2　基本目標Ⅱ　男女平等社会の実現に向けた基盤づくり …… 7
（1）　地域社会での男女共同参画の推進
（2）　職場での男女共同参画の推進
（3）　社会教育等における男女平等教育の推進
（4）　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
2-3　基本目標Ⅲ　個人の尊厳の確立 …… 9
（1）　相談体制の整備・相談しやすい環境づくり
（2）　ジェンダーに基づく
あらゆる暴力・差別根絶に向けた意識啓発
2-4　計画策定の経過 …… 10









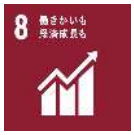

第１章　計画の考え方

1-1 計画の位置づけ

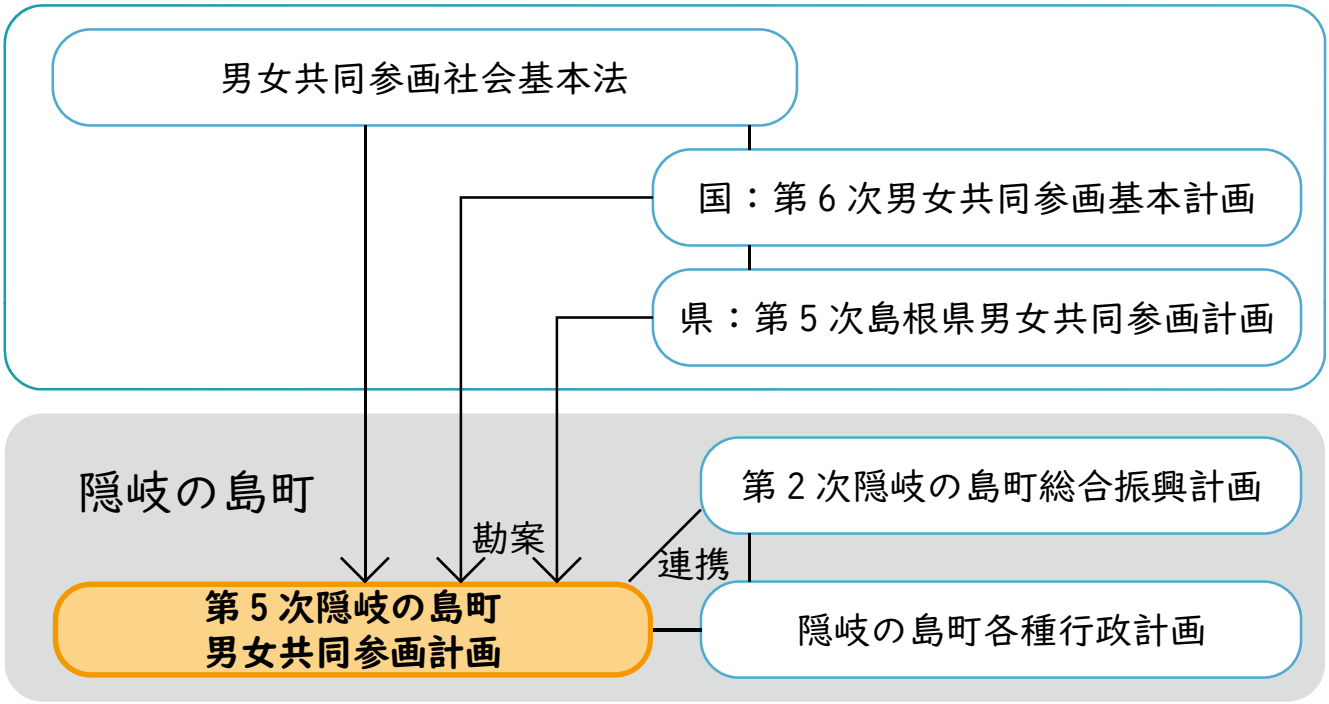

（１）本町における男女共同参画社会の実現に向け、町の施策を具体化するものとして、「男女共同参画基本法」に基づく「男女共同参画計画」として位置付けます。

（２）本計画の「基本目標Ⅰ」の部分については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

1-2 策定趣旨



国においては、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する重要な課題と位置づけ、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

本町においても、この趣旨を踏まえ、平成 18（2006）年３月に「隠岐の島町男女共同参画計画」を策定し、３度の改定を重ねながら、さまざまな取組を進めてきました。こうした取組により、町民の男女共同参画に対する理解は徐々に広がっている一方、性別による固定的な役割分担意識など、依然として課題が残っています。

このたび「第４次計画」が計画期間の満了を迎えることから、これまでの取組や課題を踏まえるとともに、変化する社会情勢や新たな課題に対応するため、今後５年間の指針となる「第５次隠岐の島町男女共同参画計画」を策定します。

1-3 計画の期間

令和９年度から令和13年度までの５年間とします。
ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに適切に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-4 計画策定にあたっての横断的な視点

（１）人口減少の中でも地域を支えていく視点

人口減少や担い手不足が進む中、性別にかかわらず一人ひとりの力を地域で活かすことが、持続可能なまちづくりにつながります。





（２）一人ひとりの違いを認め合う視点

性別だけでなく、年齢、障がい、国籍、家族のかたちなどの違いを尊重し、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりが必要です。

（３）防災・災害などの緊急時の対応に多様な意見を活かす視点

避難や避難所生活では立場によって必要な支援が異なるため、平常時から多様な立場の方々が意思決定に関わることが重要です。



1-5 計画の推進体制と進捗管理

（１）町民・地域・事業所などとの連携と協働

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく町民、地域、事業所などが男女共同参画への理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが大切です。このことから、町民、地域、事業所などとの協働による推進に努めます。

（２）推進体制の充実と進捗管理

町が一体となって取組を進め、県・関係機関や団体などと連携を密にし、本計画を推進していきます。

また、本計画の進捗管理については、本町の最上位計画である「隠岐の島町総合振興計画」の施策の進捗確認とあわせて行い、管理していくこととします。



Ⅰ-6 基本理念

一人ひとりを大切に

～互いに認め合い、誰もが生きがいをもって活躍できるまち～



性別や年齢・立場などにかかわらず、一人ひとりの個性や人権が尊重され、互いの違いや多様な生き方を認め合うことが誰もが自分らしく暮らせるまちづくりにつながります。

誰もが性別にとらわれることなく自らの意志で生き方や働き方を選択し、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指します。

Ⅰ-7 基本目標

本町における男女共同参画の現状や課題をふまえ、男女共同参画の推進に向けた施策を総合的、計画的に展開するため、次の３つの基本目標を定めました。また、それぞれの基本目標に関連する数値目標を定めました。

（１）基本目標Ⅰ　家庭生活と社会生活の両立

誰もが家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野で調和のとれた生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

（２）基本目標Ⅱ　男女平等社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会を実現していく上で妨げとなる固定観念や慣行等について、社会全体で見直しを行うための啓発活動に取り組みます。

（３）基本目標Ⅲ　個人の尊厳の確立

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に努め、生涯を通じて安心して生活していくための正しい知識と情報の普及に努めます。

1-8 施策体系図

基本目標にはそれぞれの重点目標を定め、施策の推進を図ります。

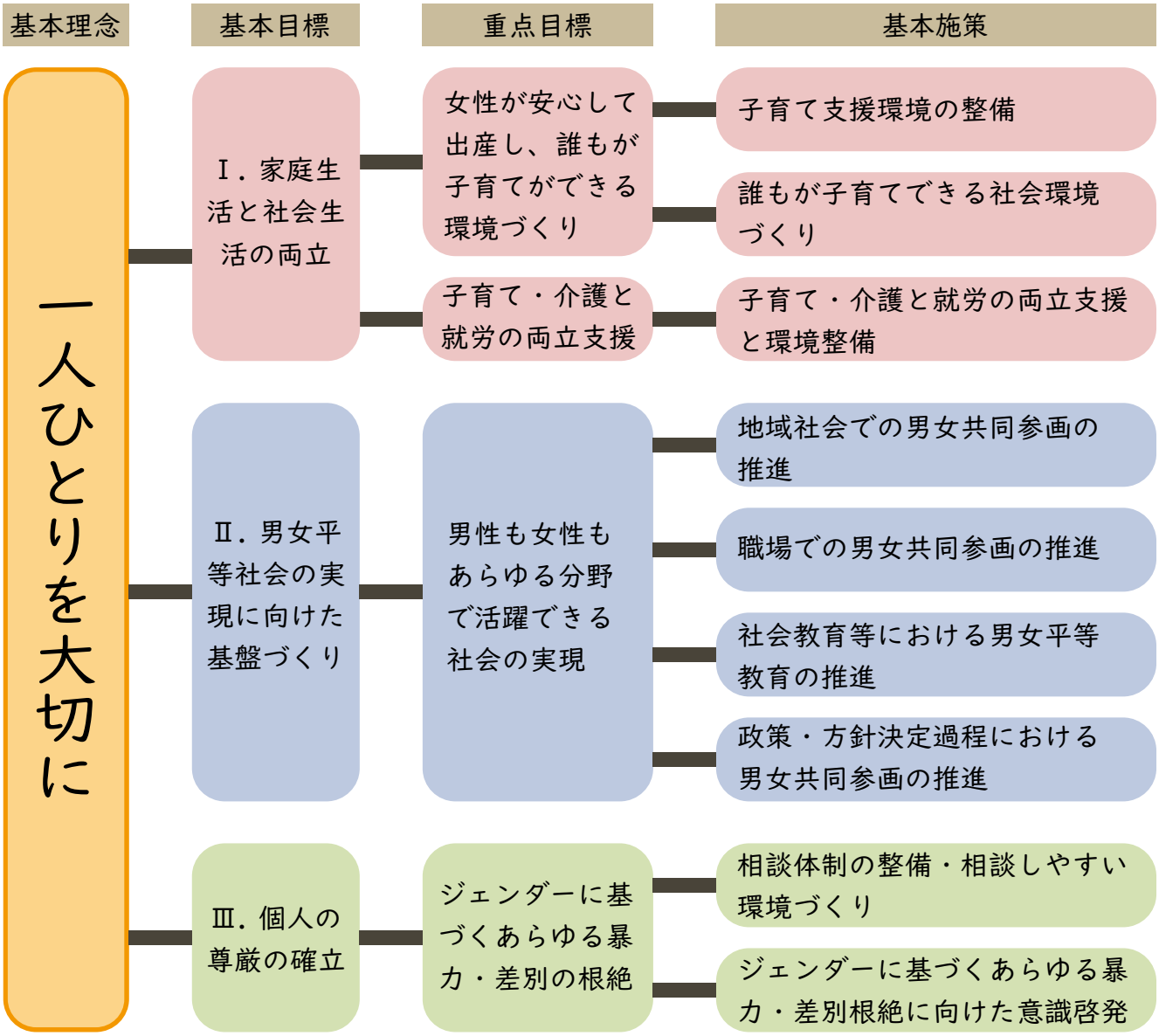

第２章　施策の内容

2-1 基本目標Ⅰ 家庭生活と社会生活の両立

男女の不平等感や「男性は仕事・女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、今も社会に残っています。共働き家庭でも、家事・子育て・介護は女性の負担が大きい傾向にある一方、若い世代では夫婦で分担する意識も広がっています。

今後、子育てや介護の負担増が見込まれる中、男女がともに豊かに暮らすためには、※1ワーク・ライフ・バランスを進め、家庭内で互いに支え合う意識を高めていくことが重要です。



■ 重点目標Ⅰ：女性が安心して出産し、誰もが子育てができる環境づくり

安心して子育てができるように、情報提供と相談体制の充実を図るとともに、男女が共に子育てに参加できるような環境を整備します。

（単位：%）

数値目標項目	前回調査値 令和３年度	現状値 令和８年度	目標値 令和13年度
固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合	69.4	59.3	80.0

（Ⅰ）基本施策：子育て支援環境の整備	担当課
子育てに伴う保護者の経済的負担を軽減するため、多子世帯の保育料軽減や、高校生までの医療費助成を行い、安心して子育てができる環境の整備に努めます。	保健福祉課 町民課
育児に関する不安･悩みに適切に対応できるよう、子育て支援サービスの体制強化に努めます。	保健福祉課
子育て支援が必要な方に必要な情報を届けるため、関係機関と連携した情報提供や広報等により、子育て支援サービスの情報を発信します。	保健福祉課

※1　ワーク・ライフ・バランス…誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などのさまざまな活動について、自らが希望するバランスで充実した生き方を実現すること。

（２）基本施策：誰もが子育てできる社会環境づくり	担当課
家庭生活における責任を男女がバランスよく担えるように、保護者が参加している各種健診・教室の場を活用し、個別の状況に応じた家事や育児に関する相談・助言・支援サービスの情報提供や調整を行います。	保健福祉課 公民館
妊娠・出産・育児について、理解を深められるように子育て世代参加の教室（プレママプレパパ教室）の開催や相談支援など、お互いに協力して家事や育児に取り組む意識啓発を図ります。	保健福祉課 地域振興課
関係機関と連携した情報提供や広報等により、子育てに関する相談窓口の情報を発信することで、子育てに関する不安や負担の軽減を図ります。	保健福祉課

■ 重点目標Ⅱ：子育て・介護と就労の両立支援

性別にかかわらず誰もが希望する働き方を続けられるよう、支援サービスや働きやすい環境の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの大切さについて啓発を進めます。

（単位：%）

数値目標項目	前回調査値 令和３年度	現　状　値 令和８年度	目　標　値 令和13年度
育児休業制度を就業規則で規定する事業所の割合	92.5	91.7	100
育児休業制度を利用した人がいる事業所の割合	42.5	50.0	55.0
介護休業制度を就業規則で規定する事業所の割合	92.5	91.7	100
介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合	10.0	8.3	15.0

（３）基本施策：子育て・介護と就労の両立支援と環境整備	担当課
介護を抱え込んで離職に至ることがないよう、相談支援体制を強化し、個々の状況に応じた解決策の提案、調整を図ります。	保健福祉課
子育てと仕事の両立を図るため、多様なニーズに対応できるような保育体制や子育て支援サービスを充実します。	保健福祉課
広報等により介護・子育ての相談窓口を周知します。福祉サービス及び子育て支援サービスに関連する相談支援体制を強化し、介護・子育てと就労の両立をする上での不安や負担の軽減を図ります。	保健福祉課
仕事と子育て・介護を両立するために、男女ともに介護休業及び育児休業が取得しやすい職場づくりに努めるよう、町内各事業所に制度の周知及び取得推進の啓発を行います。	商工観光課 地域振興課
ワーク・ライフ・バランスがもたらす効果を、HP や広報等を活用し周知します。	商工観光課 地域振興課

2-2 基本目標Ⅱ 男女平等社会の実現に向けた基盤づくり

産業構造や雇用環境の変化により、男女の働き方や暮らし方は多様化しています。一方で、職場や地域には固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が依然として残っています。

そのため、子どもから大人まで固定的な性別役割分担意識を植えつけず、男女双方の意識や行動の変化を促す取組が必要です。

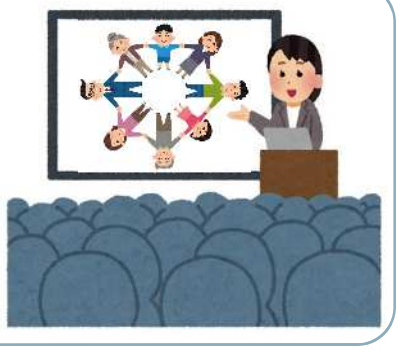

■ 重点目標Ⅰ：男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

幅広い世代の男女共同参画の視点に立った意識づくりのための教育や学びの機会、情報を提供します。

（単位：%）

数値目標項目	前回調査値 令和３年度	現状値 令和８年度	目標値 令和13年度
男女の地位が平等だと思う人の割合	17.9	26.6	40.0
町の審議会への女性の参画率	19.7	22.3	30.0
町職員の管理職に占める女性の割合	7.4	14.8	15.0
町職員の係長以上に占める女性の割合	33.9	36.4	40.0

（１）基本施策：地域社会での男女共同参画の推進	担当課
男女共同参画の事例の紹介や情報提供を行い、地域社会での男女の関わり方についての意識啓発を行います。	地域振興課
各区、自治会、分館等に対し男女共同参画に関する講座等の情報提供を行うとともに、分館活動における男女共同参画に関する学習会や話し合いの場づくりなどの活動を支援します。	公民館

（２）基本施策：職場での男女共同参画の推進	担当課
事業所へ男女平等についての啓発を行い、男女平等な待遇の確保と誰もが働きやすい職場づくりを進めます。	地域振興課 商工観光課
就業者の募集・採用において性別を理由とした差別のないよう事業所に周知･啓発を行い、男女平等な雇用の場の確保に努めます。	地域振興課 商工観光課

（３）基本施策：社会教育等における男女平等教育の推進	担当課
男女共同参画教育が、学校、家庭、地域と一体となって推進されるよう、各区、自治会、分館等における学習会の開催や話し合いの場づくりを支援します。またそれらの活動が様々な年代が一緒になって行われるよう支援します。	公民館 地域振興課
教育関係者及び保護者が男女共同参画社会の形成に関する基本理念を理解するように意識啓発に努めます。	総務学校教育課 社会教育課
子どもの個人差に留意しつつ、固定的な性別役割分担意識を植え付けることのないような保育が行われるよう、保育所職員への研修等を実施します。	保健福祉課
学校教育においては引き続き、自立の意識を育み、男女平等の理念に基づく教育・学習の一層の充実を図ります。	総務学校教育課 社会教育課

（４）基本施策：政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	担当課
女性職員の管理職への積極的な登用を行っていきます。	総務課
審議会等委員の選任にあたっては、男女の割合が均等となるような委員構成を目指します。	各課
自治会や企業・団体等における方針決定過程において、男女共同参画が進むようさまざまな場面で働きかけていきます。	各課
防災に関する政策・方針決定過程において、女性の意見や視点を十分に反映させた取組が推進されるよう、防災に関連する平常時の備え、災害時、復旧、復興などの方針決定する過程への女性の参画拡大を図ります。	危機管理室

2-3　基本目標Ⅲ　個人の尊厳の確立



[※2]ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力、ストーカー行為、[※3]セクシュアル・ハラスメントなどの被害は深刻な社会問題となっており、男女共同参画社会を形成していく上でも重要な課題です。また、SNSの普及に伴い、暴力の被害は一層多様化しています。

こうしたあらゆる暴力や差別をなくし、性別にかかわらず、誰もが一人の人間として尊重され、自分らしく安心して暮らせる社会をつくるため、意識改革と環境づくりを進めることが必要です。

■ 重点目標Ⅰ：ジェンダーに基づくあらゆる暴力・差別の根絶

ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けての意識啓発を行い、相談体制の充実を図ります。

（単位：%）

数値目標項目	前回調査値 令和3年度	現状値 令和8年度	目標値 令和13年度
過去5年間でドメスティック・バイオレンスを直接経験したり、自分のまわりに経験した人がいる人の割合	25.8	13.5	0.0
過去5年間でセクシュアル・ハラスメントを直接経験したり、自分のまわりに経験した人がいる人の割合	22.6	21.0	0.0

（1）基本施策：相談体制の整備・相談しやすい環境づくり	担当課
広報等を通じて相談窓口をPRするとともに、関係機関と連携を図り、被害者の立場に寄り添った対応ができるよう研修機会を確保し、相談担当者の資質向上に努めます。	地域振興課 保健福祉課
関係機関との連携を密にし、被害者のおかれた状況に応じて適切な対応ができる体制を整えます。	保健福祉課

（2）基本施策：ジェンダーに基づくあらゆる暴力・差別根絶に向けた意識啓発	担当課
広報等を通じて、ＤＶや性犯罪が重大な人権侵害であるという認識を深めてもらうよう意識啓発を行い、犯罪の未然防止に努めます。	地域振興課
広報等を通じて、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の認識を深めてもらうよう意識啓発を行い、犯罪の未然防止に努めます。	商工観光課 地域振興課
家庭・学校・地域社会において、自立意識や人権意識、男女共同参画意識を育てるため、家庭教育の推進、女性グループの支援を積極的に行います。	地域振興課

※2　ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる身体的・精神的・経済的性的な暴力のこと。
※3　セクシュアル・ハラスメント…相手の意に反する性的な言動によって、労働者が不利益を受けたり、職場環境が害される行為のこと。

2-4 計画策定の経過

隠岐の島町男女共同参画計画検討会議委員 名簿

氏　　名	選 出 区 分	備　　考
杉 浦　翔 子	男女共同参画計画検討会議設置要綱 第３条第１号委員	委　員　長
松 浦　誠 二	同上　第３条第１号委員	副 委 員 長
秋 山　宜 裕	同上　第３条第１号委員	
谷 本　久 美	同上　第３条第１号委員	
遠 藤　千 尋	同上　第３条第１号委員	
齋 賀　千 春	同上　第３条第１号委員	
松 井　弘 樹	同上　第３条第１号委員	
酒 田　吉 彦	同上　第３条第２号委員	
篠 原　若 菜	同上　第３条第２号委員	

隠岐の島町男女共同参画計画策定委員会委員　名簿

氏　　名	所　　属	備　　考
岸 本　幸 子	保 健 福 祉 課	委　員　長
根本　さくら	総　　務　　課	
濵　中　　秀	財　　政　　課	
竹 本　光 汰	商 工 観 光 課	
藤 川　彩 花	環　　境　　課	
井　川　　笑	教 育 委 員 会	
足 立　夕 真	布　施　支　所	
濵　垣　　連	五　箇　支　所	
藤野　真一郎	都　万　支　所	
稲 葉　真 理	中 央 公 民 館	

第５次隠岐の島町男女共同参画計画策定の審議経過

年　月　日		会　議　等	主 な 内 容
令和8年	5月11日	第１回男女共同参画計画策定委員会	策定趣旨、体制、工程確認 町民意識調査について
	6月１日～ 6月26日	町民意識・実態調査実施 企業実態調査実施	
	7月31日	第１回男女共同参画計画検討会議	策定趣旨、体制、工程確認 町民意識調査について
	10月7日	第２回男女共同参画計画策定委員会	素案について
	10月22日	第２回男女共同参画計画検討会議	素案について
令和9年			

意識・実態調査概要

第５次隠岐の島町男女共同参画計画を策定するにあたり、町民意識・実態調査及び企業実態調査において、第４次計画の効果検証を行いました。 調査の概要は以下のとおりです。

調　査　名	町民意識・実態調査	企 業 実 態 調 査
実 施 期 間	令和８年６月１日　～ 令和８年６月26日	令和８年６月１日　～ 令和８年６月26日
調 査 対 象	男性600人、女性600人	町内にある企業60社

詳細　別冊資料記載

策定年月：令和９年３月
発行年月：令和９年３月
発　　行：隠岐の島町
編　　集：隠岐の島町地域振興課
〒685-8585　島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78-2
TEL：08512-2-8570　FAX:08512-2-2460